

# 墨田区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1 目的

墨田区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、住宅（ブロック塀等を含む）の所有者又は居住者（以下「所有者等」という。）に対して、住宅の耐震化の意識啓発及び情報提供を行い、住宅の耐震化に関する理解を深めてもらうことにより、住宅の耐震化を緊急に促進することを目的とする。

## 2 位置付け

アクションプログラムは、墨田区耐震改修促進計画（令和8（2026）年3月改定）「第4章1 普及啓発（3）墨田区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく普及啓発」に基づき策定する。

## 3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は区内全域とする。

このうち、住宅の耐震化を緊急に促進すべき区域（以下「緊急耐震重点区域」という。）は、墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例に規定する緊急対応地区とする。

## 4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法（昭和25年法律第20号）における2000年基準（平成12年6月1日施行）より前に建築工事に着手した区内のすべての住宅（マンションは除く。）及び避難路（建築基準法上の道路又は避難所に通ずる一般の通行の用に供する通路）に面したブロック塀等とする。

## 5 計画期間

アクションプログラムの計画期間は、令和8年度から令和17年度までとする。なお、アクションプログラムは必要に応じて検証し、見直しなどを行う。

## 6 取組内容

### （1） 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

区内に存する住宅の所有者等に対して、戸別訪問等の方法により、無料耐震相談事業や各種耐震化助成事業等の耐震化に関する情報提供を行う。

戸別訪問は木造住宅を優先的に実施する。

### （2） 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

区の無料耐震相談事業を実施済み又は区の耐震診断助成事業を実施済みであるが、耐震改修等に至っていない所有者等の抽出を行い、進度に応じて耐震化に関する情報提供を行う。

### （3） 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

耐震改修事業者等の技術力維持・向上のため、耐震技術者講習会を行う。

なお、区のホームページ等において耐震技術者講習会の講師と受講者の一覧を公開する。

### （4） 耐震化の必要性に係る普及・啓発

耐震改修の必要性を広く一般に周知するために、後述の関係機関等と連携し区内住民を対象とした耐震化に係る説明会等を実施する。

## 7 関係機関との連携

住宅の耐震化促進のため、墨田区耐震化推進協議会、一般財団法人墨田まちづくり公社及び地域団体等と連携することにより、単独又は様々な催しの機会を利用した耐震化説明会・相談会等を開催し、情報提供及び意識啓発を行う。

## 8 実績の公表

アクションプログラムに基づく戸別訪問等、耐震技術者講習会、耐震化説明会・相談会の実績を年度ごとに区ホームページにおいて公表する。



向島一丁目から五丁目まで  
 東向島一丁目から六丁目まで  
 堤通一丁目及び二丁目  
 墨田一丁目から五丁目まで  
 押上一丁目から三丁目まで  
 京島一丁目から三丁目まで  
 文花一丁目から三丁目まで  
 八広一丁目から六丁目まで  
 立花一丁目から六丁目まで  
 東墨田一丁目から三丁目まで

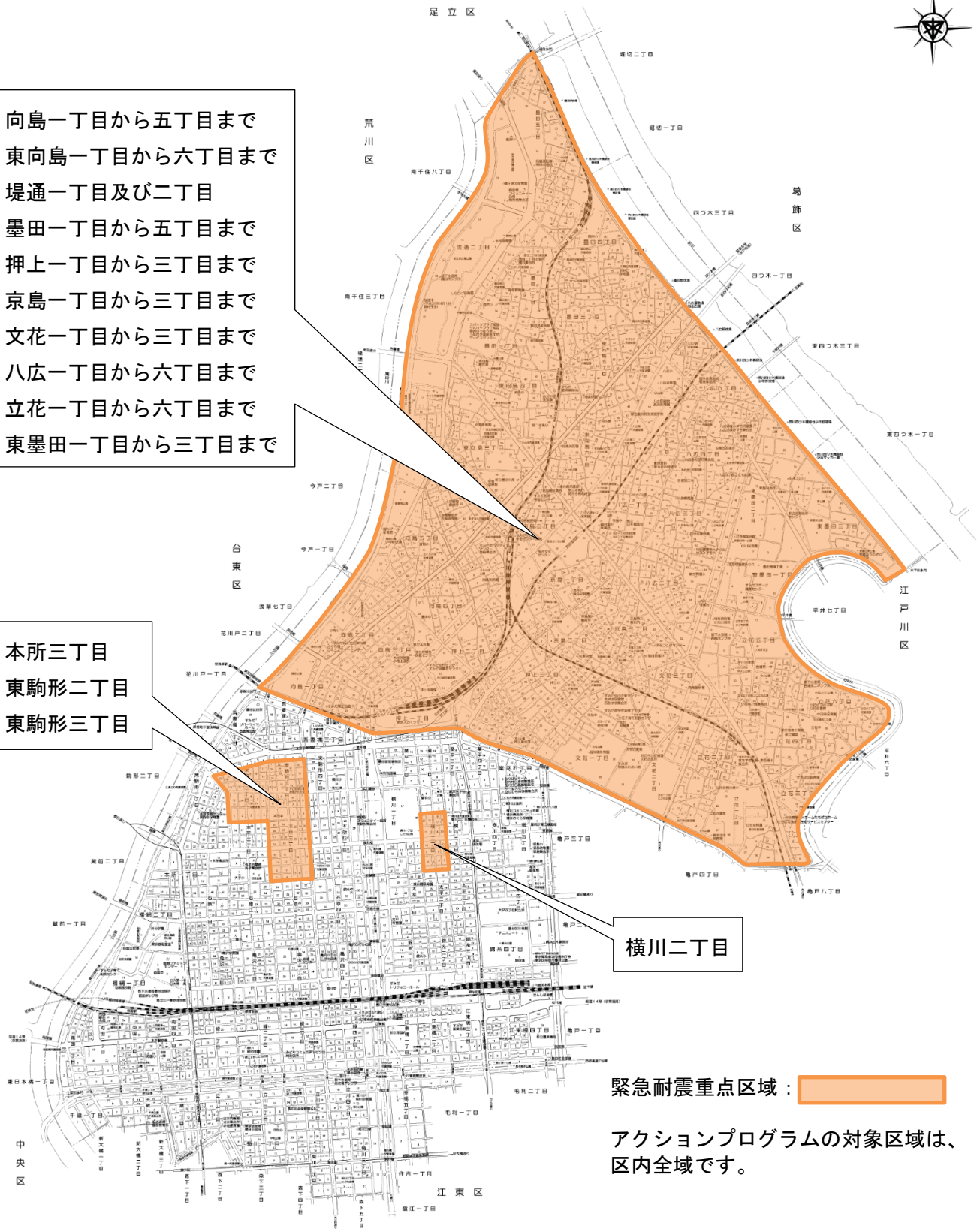
本所三丁目  
 東駒形二丁目  
 東駒形三丁目

横川二丁目

緊急耐震重点区域：



アクションプログラムの対象区域は、  
 区内全域です。



## 墨田区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

# 緊急耐震重点区域 (住宅の耐震化を緊急に促進すべき区域)